

事前説明会実施後の質問事項及び回答

No.	事業説明会内容に対する質問事項	回答
1	経費の使用については、既存の世界展開力強化事業と同じルールが適用されるか？	大学間交流に取り組む通常の大学の世界展開力強化事業とは、一部異なる部分がございますので、公募要項(別紙3)をよくご確認ください。
2	どのような単位認定の仕組みが実施可能であるかの質問について。	単位の相互認定の仕組みも審査の対象としておりますので、具体的な方法等についての質問にはお答えできません。各大学の制度や実績等から仕組みや構想等について記載ください
3	補助期間は2023(令和5)年度とのことですが、いつまでに科目を開講する必要がありますか。	学部や研究科における科目としての認定等の手続きがあるかと思っておりますので、2025(令和7)年度中を目途に開講されることを想定しています。
4	コンテンツの公開時期について(令和6年度中の公開が必須か？申請書に記載したすべての科目を一斉に公開することが求められるのか？)→説明資料11に「科目運用は採択大学で決めて…」とあるが、どの程度の裁量があるのか？	2025(令和7)年度までを目途に開講されることを想定しています。出来上がったコンテンツから公開作業を進めて頂き、一斉に公開されることは想定していません。JV-Campusとの契約及び公募要項における具体の記載事項(いつまで科目を開設するか等)には、則っていただきます。
5	採択件数は1大学1件までとのことですが、1大学でタイプAとタイプBそれぞれ1件まで採択可能性があるということですか。	タイプA,タイプB合わせて、1大学で採択になるのは1件のみとなります。
6	参加要件に「要件を満たした者には、単位等(少なくとも履修の証明)を付与すること」とありますが、例えば研究科長名の修了証を付与するという形も想定されますか。	そのような形でも結構です。
7	参加要件に「本コンテンツを利用して取得した単位を他の大学において認定することを保証する仕組みの整備」とありますが、研究科単位での協定締結も想定されますか。	場合によっては、研究科単位での協定締結もありうるかと思います。
8	開講した科目(コンテンツ)に対し、大学側で履修者を制限することは可能でしょうか。	可能です。
9	採択された場合は、JV-Campus参画機関として個別機関ボックスの契約を締結し、プラットフォームサービスの基本料等を支払うことが必要でしょうか。	JV-Campusの利用ルールに従って頂くこととなります。
10	入学者が修得した科目全てを認定することが求められるのか？単位数の上限設定や分野の限定は可能か？	各大学の判断で、単位数の上限設定や分野の限定が可能です。
11	予算はいつまで繰越をすることが可能でしょうか？	補正予算ですので原則として令和5年度中に予算の執行をされるものとして想定していますが、諸事情により、令和6年度まで繰越することも想定しています。
12	説明会資料2頁:今後も「④単位認定も可能とする共同利用コンテンツを集中的に開発」は継続予定でしょうか？それとも単発でしょうか？	現時点での共同利用コンテンツの集中的な開発に関する公募は未定です。

13	説明会資料4頁:博士後期課程や医歯学系の博士課程(4年間)学生向けは申請可能でしょうか?	大学院において対象となるのは、基本的に博士前期(修士)課程に限定させていただきますが、4年制の博士課程については対象とします。
14	説明会資料8頁:1件の申請に複数の学術分野を含めることは可能でしょうか?	1件の申請においては1分野のみ応募可能です。
15	説明会資料6頁:採択された大学間で単位互換協定を推奨する理由を改めて教えていただきたい。単位互換協定は相互の理念や研究・教育内容の互換性を一定の期間計り、信頼性を確認したうえで実現できるものであり、どの大学の(どの内容)が採択されるかもわからないなかで協定締結だけを確約するのは大学の戦略上望ましくはないと思い、改めてその背景について伺いたい。 なお、スライド6にあるイメージ図について、入学予定の海外学生が自大学ではなく他大学の科目をJV-Campusで修得し単位認定させるイメージとなっているが、この場合単位互換協定ではなく、入学前の既修得単位の制度に基づくものではないか?単位互換協定の範囲は在学する学生にだけ適用されるものではないか。	単位互換の考え方については、相手先の大学との互換性等を考慮して進めるべきであることは、御認識のとおりです。 今回の申請にあたっては、採択される大学間で、互換性等が確認されることを前提に、仕組を整備して頂くことを御願ひしています。その上で、広く我が国への留学生を集める機会として、JV-Campus上で科目を提供するにあたって、留学生が日本に関心を持ち、努力して取得した単位が、複数の大学で単位認定されるようなモデルが本取組みで構築されるよう採択大学間で協定を結び、科目の活用のために各大学のできる範囲で相互に協力していただくことを求めています。
16	説明会資料4頁:日英とのことだが、英語もしくは日英とすることはできないか?英語のみでのコンテンツも認めていただきたい。	公募要領においては、英語のみのコンテンツでも良いとしております。
17	パッケージと科目の違いがよくわからなかったので、違いをご教示いただきたい。	パッケージは科目を4単位分以上集めて構成したのになります。
18	パッケージはいくつ作成する必要があるのかご教示いただきたい。	1つの申請に対して1パッケージになります。最大5件まで申請できます。
19	科目等履修のための検定料・入学料・授業料は徴収してよいか。	徴収することは可能です。
20	単位認定は大学全体で行う必要があるか、部局を限って行ってもよいか。また、単位認定は大学全体で行う必要があるか、部局を限って行ってもよいか。またASEANの学生のみを対象とする理解でよいか。	・部局単位の場合もあり得ると考えますが、タイプAの「教養科目」については、広く単位認定が可能なものとして作成し、扱われることも重要と考えています。 ・ASEANの学生に対して魅力あるコンテンツとして作成頂くことが重要ですが、ASEANの学生のみが対象となるコンテンツではありません。
21	「他の大学において認定することを保証する仕組みを整備すること」とあるが、単位認定をしないコンテンツを公開することも可能か。	今回の公募で作成頂くコンテンツは、全て単位認定を行うコンテンツとして作成してください。JV-Campus上では、単位認定をしないコンテンツを公開することも可能ですが、今回の支援の経費を充てて作成することは出来ません。
22	本公募資料でイメージする受講者層(日本への留学を志す海外の高校生)や入学後の単位認定を推奨することを鑑みると、学部の場合は導入教育(教養教育)を中心に受講させることがより多くの受講者と単位認定に結び付くと考える。ついては、学部の申請区分にあたり、「教養科目」「専門科目」といった区分を設けず各大学の裁量により4単位以上が設定できるような要件に変更いただきたい。	交換留学等での活用も想定しているため、バランスよく科目が作成されることを目指し、学部では「教養科目」と「専門科目」をそれぞれ2単位上としています。
23	動画の時間について、1コンテンツあたり15分程度の動画3本、1単位あたり45分のコンテンツ×15回程度という指定があるが、動画一本あたりの時間数が上記に満たない場合でも、全体として設置基準で求める学修時間(45分×15回)が担保できていれば、柔軟に取り扱うことができるようにしていただきたい	そのようにしていただいて結構です。(調書にそのことを記載できる欄があります。)
24	補助期間中にコンテンツの構築が完成しても、単位認定を伴うため、科目担当教員の責任(他大学の学生に対する質問受付、単位認定)はJV-Campusで提供し続ける限り補助期間後も継続する。公募要領で求めるコンテンツ提供や単位認定に係る役務を採択大学はどの程度の期間担わなければならないのかについて、ご教示いただきたい。	公募要項に記載のとおり、科目の受講の実績が評価できる段階(令和7年度後半もしくは令和8年度を予定)にフォローアップ活動を実施する予定ですので、少なくともそれまでは当初公開した内容及び運営を継続していただくことを求めます。

25	法学の場合は、パッケージのどの分野に該当しますか(公共政策でしょうか?それとも、他の分野でも法学に関係する内容であればいいでしょうか?)	貴学のご判断にお任せいたします。
26	ASEAN以外の、例えば中国や韓国の大学も受講していいでしょうか?	全世界の学生や国内の学生の活用について制限はありません。
27	説明資料5頁のコンテンツの納品について、成績評価の仕組みを備えるがあるが、動画コンテンツの他、どのような形態での納品を想定されているか。	具体的なテストや課題等に加えて、(レポートを課している場合は)文書化されたレポート採点の基準等をJV-Campusに提供してもらうことを想定しています。また、相当数のテスト問題があることを前提に、正誤のテストのみで成績を出すことができる科目も想定しています。
28	説明資料6頁の採択大学間等での科目の相互認定の仕組みの整備について、大学間の個別(バイ)協定ではなく、採択校全体の包括協定を想定されているでしょうか。	基本的には採択校全体の包括的な協定を想定しています。その上で、作成される科目の内容等に応じて、個別大学間や複数大学間での協定が結ばれることも想定しています。
29	説明資料6, 11頁の他大学が提供する科目を本学の卒業・修了要件単位として認めるかどうかは、授業内容や到達目標など詳細が判明した後に教養、専門それぞれ各学部・研究科等にて検討することになると思われます。各学部・研究科等部局で定める履修基準表に基づいて、個別の判断をさせていただくことになるとは思います。ある科目については卒業・修了要件単位として認定できない、対象外とするといった学内の判断を行うことが可能でしょうか。また、そのような恐れがある場合、今回の公募には参加しないことが望ましいでしょうか。	他大学提供科目を自大学で単位認定の対象とすることを申請時点で確約していただく必要はありません。作成された他の科目を確認していただいた上で、自大学の科目として受け入れられる科目については、例えば協定によって他大学の科目を自大学開校科目としても認定することなどで単位の認定が保障されることを目指してください。
30	科目の運用(履修人数・実施期間の設定・質問対応等含む)は、採択大学で定めて実施すること、とありますが、受講者(学部生・大学院生等の在籍身分、本学の科目等履修生の身分を有する者に限る、等)の制限を行ってもよいでしょうか。	可能です。
31	説明資料17頁のレビュー評価がなされるとのことだが、どのようなものが評価されるのでしょうか。また、他事業同様、本事業のレビュー評価は、今後の世界展開力を含む他事業の申請等に影響を及ぼすものでしょうか。	科目の活用状況や履修者の満足度等が想定されますが、具体的内容は検討中です。本件の評価等は、経費の不正な利用が判明した場合などを除き、今後の大学の世界展開力強化事業を含む他事業の申請等において影響を及ぼさないものとします。一方で、これらの事業において、本件で作成された科目の活用状況について、申請時の加点要素等とする可能性があります。
32	説明資料5頁の講義を担当する教員は本学に在籍する教員でなければなりませんでしょうか。また、採択後やコースの公開後に離籍した場合はどう取り扱えばよいでしょうか。	必ずしも貴学に在籍する教員であることを求めません。また、特定の教員の在籍に関わらずフォローアップ活動実施までは、科目の開講を維持できるようなコンテンツとして計画・作成してください。
33	本学の身分を発生させる場合、科目等履修生と特別聴講学生で授業料徴収か不徴収か異なるが、JV-Campus上で身分により有料・無料の設定が可能か。	可能です。
34	本学の既設科目をJV-Campus上で公開する場合、本学の学生もJV-Campus上で履修することが可能か。	可能です。

35	説明資料11頁の「参加要件」の上から4つ目を読むと、本学が行う講義にASEAN大学の学生が受講し、まずはASEAN大学が単位認定をし、ASEAN大学の学生が渡日後に本学が単位認定するというように読める。そのとおりとすれば、そもそも単位認定を行う大学の教員でもない者が行う「講義」を単位化することになるわけで、単に協定を締結すればよいという単純な問題ではなく、単位の実質化からも大きく外れる。それについてどのようにお考えか。	必ずしもASEANの大学と日本の大学との間で、二重の単位認定を想定しているものではありません。例えば、日本留学に関心のあるASEAN留学生が今回の事業で提供される科目を現地で受講し、修了証の発行を受けた場合に、当該留学生が日本の大学に入学後に認定することも想定されます。ご指摘のような単位認定を行うかどうかについては、自大学(もしくはASEANの大学との)判断であると考えます。
36	説明資料11頁の上から4つ目の「本事業に採択された大学間」とは、日本の採択大学間のことなのか、それとも海外の大学の含めたことなのか教えていただきたい。	海外大学と連携して科目の作成を行うことも可能としますが、その場合は国内大学の作成科目という扱いとしてください。
37	本事業に採択された場合、「大学の世界展開力強化事業」内容に限らず、本学としてコンテンツ作成や単位認定の仕組み構築を検討することは可能か。それとも、「大学の世界展開力強化事業」の交流プログラムとして活用することが必要となるのか。	「大学の世界展開力強化事業」内容に限らず、貴学のコンテンツ作成や単位認定の仕組み構築を検討することが可能です。
38	「大学の世界力強化事業」に採択された際には、JASSOの重点政策枠も同時に配分された。今回の公募においても同様の措置が計画されているか。	今回のプログラムは直接的な学生の交流を伴うものではありませんので、JASSOの重点政策枠の配分はありません。
39	配付資料8頁「申請上限」において、タイプ(学部・大学院)を跨いで同一の学術分野の申請は可能とする。とあるが、学部で2単位、大学院で2単位というパッケージは可能か。	そのような申請は不可です。ある分野において学部の4単位分のパッケージと、大学院で4単位のパッケージを作成することのみ可能です。
40	JV-Campus上ではどのような形で教育コンテンツが掲載されるのか。今回の募集は単位認定前提とのことなので、「JV-Campusオリジナルコンテンツ」といった既存のカテゴリーとは別に「ASEAN学生向けパッケージ」といった特別枠が作成され、その中で大学ごとにコンテンツを発信するイメージでよいか。	そのようなイメージです。採択大学側が誰でも自由に利用可能と設定しない限りは、視聴に制限に係る形で提供されることを想定しています。